

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第10号

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第15条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び支給額は、別表第3に定める特殊勤務手当一覧表によるものとする。</p> <p>3 特殊勤務手当は、当該特殊勤務に従事した日の属する月の翌月の給料の支給日に支給するものとする。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第3（第15条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>手当の種類</th><th>支給を受ける者の範囲</th><th>支給額</th></tr></thead><tbody><tr><td>臨戸徴</td><td>出張先における市税その他徴</td><td>日額 2</td></tr></tbody></table>	手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額	臨戸徴	出張先における市税その他徴	日額 2	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第15条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給の方法は、市長が定める。ただし、その額は、給料月額<del>の100分の25</del>（外国での駐在に係るものについては、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第5条の規定により、在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤手当に相当する額）を超えてはならない。</p>
手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額					
臨戸徴	出張先における市税その他徴	日額 2					

収・収 納手当	収金の徴収事務（市長が定め る施設内における事務を除 く。）に従事したとき。	00円
感染症 防疫手 当	感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律 （平成10年法律第114 号）第27条及び第29条に 規定する消毒作業に従事した とき。	1回 3 00円
	感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律 第28条に規定する駆除作業 に従事したとき。	日額 2 00円
ボイラ ー業務 手当	労働安全衛生法施行令（昭和 47年政令第318号）第1 条第3号に規定するボイラー （同条第4号に規定する小型 ボイラーを除く。）の取扱い の作業に従事したとき。	日額 1 00円
消火等 業務手 当	消防職員が行う救急業務、救 助業務又は消火業務に従事し たとき。	1回 2 00円
	救急救命士法（平成3年法律 第36号）に規定する救急救 命士が行う救急業務に従事し たとき。	1回 3 00円
行旅者 収容手 当	行旅病人の収容業務に従事し たとき。	1回 1,00 0円
	行旅死亡人の処理業務に従事 したとき。	1回 3,00 0円
廃棄物 処理業 務手当	クリーンセンター及び資源リ サイクルセンターにおけるご みの収集若しくは運搬若しく	日額 7 00円

	は埋立てその他の方法による 処理又はし尿処理作業に従事 したとき。		
	犬、猫等の死体処理作業に従 事したとき。	1頭	400円
下水道 業務手 当	浄化センター管理事務所にお ける下水処理作業に従事した とき。	日額	700円
	排水路の汚泥のしゅんせつ及 びその処理作業に従事したと き。	日額	700円
用地交 渉手当	用地交渉事務（用地取得を目 的とする事務に限る。）に従 事したとき。	日額	300円
公害防 止等業 務手当	県民の生活環境の保全等に関 する条例（平成15年愛知県 条例第7号）の規定により選 任された公害防止担当者が行 う公害防止に関する管理業務 に従事したとき。	日額	100円
電気主 任技術 者業務 手当	電気事業法（昭和39年法律 第170号）の規定により選 任された電気主任技術者が行 う電気業務に従事したとき。	日額	100円
夜間特 殊業務 手当	勤務時間条例 第4条の規定 により勤務時 間が定められ た職員が行う 業務（暦日を 異に勤務時間 が割り振られ ている連続勤 務に限る。）	勤務日がいず れも土曜日、 日曜日又は勤 務時間条例第 9条に規定す る祝日法によ る休日（以下 「休日」とい う。）でない 場合	1回 600円

	に従事したとき。	勤務日のいずれかが土曜日、日曜日又は休日である場合	1回 1, 100円
		勤務日のいずれも土曜日、日曜日又は休日である場合	1回 1, 600円
外国勤務手当	外国に駐在を命ぜられ、当該地において行う業務に従事したとき。	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第6条第2項の規定により在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当の支給額の範囲内において市長が定	

		める額
緊急呼	緊急の呼出しを受けて行う業	1回 5
出手当	務に従事したとき。	00円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。